

## 小川村空家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、移住・定住を促進し、地域の活性化と、担い手の確保を図るため、空家改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、永住する意思をもって村内に住民登録をし、生活の本拠が村内にあるU・Iターン者。
- (2) 空家とは、小川村内で個人が居住を目的に取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む。）建物及びその敷地をいう。
- (3) 所有者とは、空家に係る所有権者で、賃貸又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、村税等を滞納していない者（同居の親族を含む。）で、小川村「空家バンク」に登録した次の者とする。

- (1) 村内の空家を借りて、行政区に加入し、地域住民と協調して定住するU・Iターン者、又はその空家の所有者。

(補助対象経費及び補助金額)

**第4条** 補助対象経費及び補助金額は、別表1に掲げる額を交付する。

- 2 補助金の交付回数は、同一申請者（同居人を含む。）に対して1回限りとする。

(交付申請及び交付決定)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川村空家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し村長に提出しなければならない。

- 2 村長は前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは規則に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金対象事業の変更等)

**第6条** 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内

容を変更、中止又は廃止しようとするときは、小川村空家改修事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第2号）により村長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

**第7条** 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに小川村空家活用事業完了報告書（様式第3号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第8条** 村長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において当該報告書にかかる事業の成果を適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、小川村空家改修事業補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（適用除外）

**第9条** 次の各号に掲げる者は、この要綱による補助金交付の対象としない。

- （1）直系親族の所有する空家に住民登録した者
- （2）この要綱と同趣旨の事由により、他の補助金等を受けられる者

（交付の取消し等）

**第10条** 村長は、この要綱による補助金交付の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を取消し又は停止し、若しくは補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- （1）補助金交付の適用を受けるための資格要件を欠くに至ったとき。
- （2）空家改修補助を受けた住宅を5年以内に取り壊したとき。
- （3）転入日から5年未満に当該住所地から異動したとき。
- （4）その他不正な手段により補助金交付の適用を受けていると認められたとき。
- （5）本人又はその者と同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。）等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するとき。
- （6）第2号に該当する場合に返還を求める金額は、次のとおりとする。ただし、村長がやむを得ない事由と認めた場合は除く。

受給後の年数	返還を求める金額
1年以内	支給額の100%
1年超2年以内	支給額の80%
2年超3年以内	支給額の60%
3年超4年以内	支給額の40%
4年超5年以内	支給額の20%

※千円未満の端数が生じる場合は、切り上げる。

(補則)

**第11条** この要綱に定めのない事項については、村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**別表1** (第4条関係)

事業名	補助対象経費	補助金額
空家改修補助	補助をするのが適当と認められる改修費 (台所、風呂、トイレ等の改修、 下水道への接続工事)	2分の1以内 限度額100万円
	下水道事業分担金の2分の1	20万円